

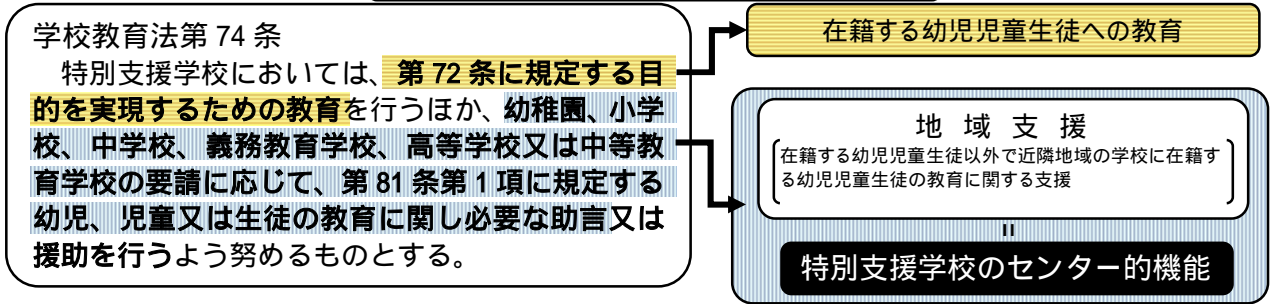
特別支援教育の実際

3

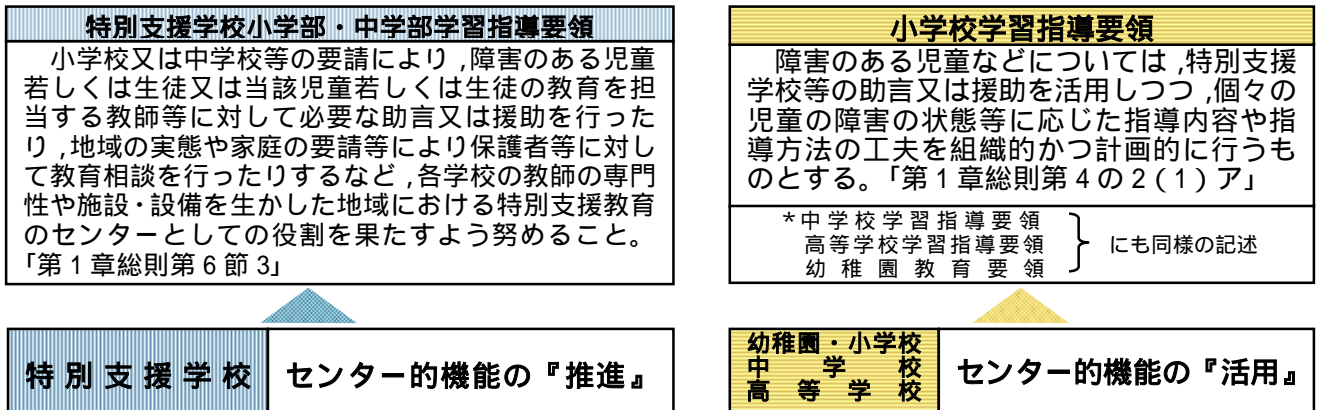
特別支援学校に求められるもの

特別支援学校には、在籍する幼児児童生徒の指導のみならず、その専門性を生かして、地域の障害のある幼児児童生徒たちへの支援も求められています。これが、いわゆる「特別支援学校のセンター的機能」です。

特別支援学校の2つの役割



学習指導要領上の位置付け



埼玉県における特別支援学校のセンター的機能として期待される内容

- 小・中学校等の教員への支援
- 特別支援教育等に関する相談・情報提供
- 障害のある幼児児童生徒への指導・支援
- 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整
- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教員に対する研修協力
- 障害のある幼児児童生徒等への施設設備等の提供

「県立特別支援学校センター的機能ガイドライン」平成21年3月 埼玉県教育委員会 より

左に挙げたものは、あくまでも例です。必ずしも全てを実施しなければならないという訳ではありません。それぞれの特別支援学校が持っている人的・物的資源を生かして、小・中学校等の教員や保護者からのニーズに沿った支援ができるように努めていきましょう。

また、特別支援学校学習指導要領には、「学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校

や地域の小学校又は中学校等との連携を図ること」も示されています。センター的機能は、特別支援教育コーディネーター個人が担うものではなく、学校として取り組んでいけるよう体制を整備することが重要です。

今後、地域の教育資源の組合せ(スクールクラスター)*₃の中でコーディネート機能を発揮し、通級による指導など発達障害をはじめとする障害のある幼児児童生徒等への指導・支援機能を拡充するなど、インクルーシブ教育システム(P46の - 2(4)参照)の中で重要な役割を果たすことが求められています。そのためには、センター的機能の一層の充実を図るとともに、専門性の向上にも取り組む必要があります。

参考・引用文献：「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」平成24年7月23日 中央教育審議会初等中等教育分科会